

1 計画策定の趣旨

千葉県男女共同参画計画（第2次）策定から5年が経過し、本格的な人口減少社会の到来、世界同時不況による経済の低迷と閉塞感の高まりなど、近年の社会情勢は大きく変化しており、非正規労働者の増加や貧困・格差の拡大など新たに対応していかなければならない課題が生じている。また、女性の労働市場への参画促進や多様なライフスタイルの実現などに重点的に取り組む必要がある。

さらに、地域社会（地域コミュニティ）においても、人間関係の希薄化、未婚の増加等による単身世帯の増加が進む中、地域を支えるネットワーク力が弱まっている。

本県では、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、さらにこれらの新たな課題や社会状況の変化に対応するため、第3次千葉県男女共同参画計画を策定した。

2 計画の位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画。
- (2) 「千葉県総合計画」や県の関連諸計画との整合性を図る。

3 計画の期間

- 基本計画：平成37年（2025年）までの15年間
- 事業計画：平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5年間

男女共同参画社会とは

男性と女性が、お互いを尊重し、責任も分かち合い、能力や得意分野を
発揮しあって生き生きと活躍できる社会。

【家庭では】

- 介護・家事などを分担し合い、よく会話し、信頼し合っています。



【学校では】

- 個性や能力が伸び伸びと育まれ、自由な進路選択がなされています。



【職場では】

- 仕事の成果や能力が適正に評価され、仕事と生活を両立できる環境が整っています。



【地域では】

- 一人ひとりが地域との関わりを大切に考え、共助の精神が根付いています。



計画の体系

【基本理念】

日本国憲法（個人の尊重と法の下での平等）

男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際協調」）

基本目標

基本的な課題

施策の方向

目標

男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指します

I 男女がともに人として尊ばれる社会づくり

1 男女共同参画への意識づくり

- ① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進 **重点**
- ② 男女共同参画に関する調査研究・情報の収集・整備・提供

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- ① 学校教育・社会教育等における男女共同参画の推進
- ② 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

3 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

- ① 性に基づくあらゆる暴力の根絶
- ② 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり
- ③ メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

II 男女がともに輝く環境づくり

4 労働の場における男女共同参画の促進

- ① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ② 農林水産業における男女共同参画の促進
- ③ 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援
- ④ 再就職希望者に対する支援
- ⑤ 多様な働き方に対する支援

5 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

- ① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進 **重点**
- ② 子育て・介護への支援 **重点**
- ③ 働く男女の健康確保のための環境整備
- ④ 家庭生活における男女共同参画の促進
- ⑤ 地域活動における男女共同参画の促進 **重点**

6 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

- ① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 **重点**
- ② 女性の能力発揮への支援

III 男女がともにいたわり合い、健やかに暮らせる社会づくり

7 生涯を通じた健康づくりの促進

- ① 生涯を通じた男女の健康支援の推進
- ② 妊娠・出産等に関する健康支援

8 誰もが安心して暮らせる環境の整備

- ① 高齢者・障害者の自立した生活に対する支援
- ② ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ③ 外国人が安心して暮らせる環境づくり

重点的取組

(1) あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画が、女性、男性、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々にとって必要であることを理解してもらうため積極的に広報啓発活動を推進します。

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進（子育て・介護への支援を含む）

男女ともに仕事と子育て・介護などが両立できるためのワーク・ライフ・バランスを促進します。

(3) 地域活動における男女共同参画の促進

誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくための、男女双方の積極的な地域活動の参画を促進します。

(4) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

県の審議会等における女性委員の積極的登用など、政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。

推進体制

